



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*21 公益法人の財産目録等の閲覧及び謄写に関する規則の一部を改正する規則 (県民生活課)..... 1
- \*22 公益目的支出計画実施報告書の閲覧及び謄写に関する規則の一部を改正する規則 ( " )..... 2
- \*23 旅館業法施行細則の一部を改正する規則 (食品・生活衛生課)..... 2
- \*24 肥料取締法施行細則の一部を改正する規則 (果樹園芸課)..... 4

### ○ 告示

- 237 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 4
- 238 指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課)..... 5
- 239 指定自立支援医療機関の指定 ( " )..... 5
- 240 " ( " )..... 5
- 241 " ( " )..... 5
- 242 " ( " )..... 6
- 243 " ( " )..... 6
- 244 " ( " )..... 6
- 245 指定自立支援医療機関の変更 ( " )..... 6
- 246 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)..... 7
- 247 公有水面埋立ての免許の出願 (港湾空港振興課)..... 7

### ○ 諸報

- 令和元年度行政書士試験の実施 (一般財団法人行政書士試験研究センター)..... 10

## 規 則

### 和歌山県規則第21号

公益法人の財産目録等の閲覧及び謄写に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公益法人の財産目録等の閲覧及び謄写に関する規則の一部を改正する規則

公益法人の財産目録等の閲覧及び謄写に関する規則(平成26年和歌山県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(謄写に係る書類の写しの交付の方法) 第7条 財産目録等の謄写に係る書類の写しの交付は、<u>財産目録等を複写機により日本産業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの(白黒で複写したものに限る。)</u>の交付とする。</p> <p>別記第1号様式(第2条関係)</p>	<p>(謄写に係る書類の写しの交付の方法) 第7条 財産目録等の謄写に係る書類の写しの交付は、<u>財産目録等を複写機により日本工業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの(白黒で複写したものに限る。)</u>の交付とする。</p> <p>別記第1号様式(第2条関係)</p>

<p>公益法人の財産目録等の閲覧請求書 略 （備考）用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とすること。</p> <p>別記第2号様式（第2条関係） 公益法人の財産目録等の謄写に係る書類の写しの交付請求書 略 （備考）用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とすること。</p>	<p>公益法人の財産目録等の閲覧請求書 略 （備考）用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とすること。</p> <p>別記第2号様式（第2条関係） 公益法人の財産目録等の謄写に係る書類の写しの交付請求書 略 （備考）用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とすること。</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第22号

公益目的支出計画実施報告書の閲覧及び謄写に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公益目的支出計画実施報告書の閲覧及び謄写に関する規則の一部を改正する規則

公益目的支出計画実施報告書の閲覧及び謄写に関する規則（平成26年和歌山県規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（謄写に係る書類の写しの交付の方法） 第7条 公益目的支出計画実施報告書の謄写に係る書類の写しの交付は、公益目的支出計画実施報告書を複写機により<u>日本産業規格A列4番</u>の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付とする。</p> <p>別記第1号様式（第2条関係） 公益目的支出計画実施報告書の閲覧請求書 略 （備考）用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とすること。</p> <p>別記第2号様式（第2条関係） 公益目的支出計画実施報告書の謄写に係る書類の写しの交付請求書 略 （備考）用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とすること。</p>	<p>（謄写に係る書類の写しの交付の方法） 第7条 公益目的支出計画実施報告書の謄写に係る書類の写しの交付は、公益目的支出計画実施報告書を複写機により<u>日本工業規格A列4番</u>の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付とする。</p> <p>別記第1号様式（第2条関係） 公益目的支出計画実施報告書の閲覧請求書 略 （備考）用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とすること。</p> <p>別記第2号様式（第2条関係） 公益目的支出計画実施報告書の謄写に係る書類の写しの交付請求書 略 （備考）用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とすること。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第23号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和58年和歌山県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記第1号様式(第1条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 1 略 2 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。</p>	<p>別記第1号様式(第1条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 1 略 2 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。</p>
<p>別記第2号様式(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 1 略 2 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。</p>	<p>別記第2号様式(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 1 略 2 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。</p>
<p>別記第3号様式(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 1 略 2 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。</p>	<p>別記第3号様式(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 1 略 2 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。</p>
<p>別記第4号様式(第4条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 1 略 2 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。</p>	<p>別記第4号様式(第4条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 1 略 2 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。</p>
<p>別記第5号様式(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 1 略 2 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。</p>	<p>別記第5号様式(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 1 略 2 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。</p>
<p>別記第6号様式(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 1 略 2 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。</p>	<p>別記第6号様式(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 1 略 2 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。</p>
<p>別記第7号様式(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 1 略 2 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。</p>	<p>別記第7号様式(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 1 略 2 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。</p>
<p>別記第8号様式(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div>	<p>別記第8号様式(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div>

<p>略</p> <p>備考 1 略 2 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。</p>	<p>略</p> <p>備考 1 略 2 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第24号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則（昭和25年和歌山県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記第1号様式（第1条関係） 登 録 証</p> <p>略 備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。</p>	<p>別記第1号様式（第1条関係） 登 録 証</p> <p>略 備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。</p>
<p>別記第2号様式（第11条関係） 輸 入 肥 料 陸 揚 届</p> <p>略 備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。</p>	<p>別記第2号様式（第11条関係） 輸 入 肥 料 陸 揚 届</p> <p>略 備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。</p>
<p>別記第3号様式（第15条関係） 事 故 肥 料 譲 渡 許 可 証</p> <p>略 備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。</p>	<p>別記第3号様式（第15条関係） 事 故 肥 料 譲 渡 許 可 証</p> <p>略 備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第237号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、令和元年7月26日まで縦覧に供する。

令和元年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和元年6月26日

2 名称

特定非営利活動法人グリーンスペース

3 代表者の氏名

長濱正幸

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡有田川町徳田95番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、こころの病いで苦悩している者等を対象に居住の場を提供し、地域で「普通」に生活すること及び共同生活を通して自立の道を模索することを目的とする。

**和歌山県告示第238号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和元年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3051700 213	サポートセンター ーろーど	紀の川市貴志川町 長山277-108	児童発達支援  放課後等デイサー ビス	株式会社二四〇	大阪府泉南郡熊取町 七山東909番地	令和 元. 7. 1

**和歌山県告示第239号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
株式会社第一薬局土入	和歌山市土入176-3	西岡朋	令和 元. 7. 1

**和歌山県告示第240号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
ひだまり薬局紀三井寺店	和歌山市布引763-7	門川美幸	令和 元. 7. 1

**和歌山県告示第241号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
田辺市大塔三川診療所	田辺市合川678-3	柳川卓弥	令和 元. 7. 1

**和歌山県告示第242号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
田辺市大塔富里診療所	田辺市下川下930	柳川卓弥	令和 元. 7. 1

**和歌山県告示第243号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社アイドル	新宮市新宮3651-1	リビング訪問看護ステーション	令和 元. 7. 1

**和歌山県告示第244号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
ふるさと内科クリニック	岩出市西安上62-1	佐藤美保	令和 元. 7. 1

**和歌山県告示第245号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和元年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
有限会社いしい薬局	橋本市高野口町名倉272番1	医療機関の所在地	橋本市高野口町名倉270-3	橋本市高野口町名倉272番1	令和元. 5. 3

## 和歌山県告示第246号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年7月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字久野原字宮ノ尾1235（次の図に示す部分に限る。）、1236の2
- 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第247号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示し、その関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、日高振興局建設部及び由良町役場に備え置いて、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、和歌山県知事に意見書を提出することができる。

令和元年7月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 埋立免許出願人
  - 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
  - 名称 和歌山県
  - 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
  - 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

## 2 埋立区域

## (1) 位置

和歌山県日高郡由良町大字小引字田子谷662番地及び無番地（道）の地先公有水面

## (2) 区域

## 【A工区】

次の各地点のうち、1の地点から12の地点までを順次に結んだ線及び12の地点と1の地点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位（D. L. +1. 974m）における公有水面と国有海浜地との境界線により囲まれた区域

## 【B工区】

次の各地点のうち、13の地点から18の地点までを順次に結んだ線及び18の地点と13の地点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位（D. L. +1. 974m）における公有水面と国有海浜地との境界線により囲まれた区域

## 【C工区】

次の各地点のうち、19の地点から22の地点までを順次に結んだ線及び22の地点と19の地点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位(D.L.+1.974m)における公有水面と国有海浜地との境界線により囲まれた区域

**【D工区】**

次の各地点のうち、23の地点から26の地点までを順次に結んだ線及び26の地点と23の地点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位(D.L.+1.974m)における公有水面と国有海浜地との境界線により囲まれた区域

**【E工区】**

次の各地点のうち、27の地点から29の地点までを順次に結んだ線及び29の地点と27の地点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位(D.L.+1.974m)における公有水面と国有海浜地との境界線により囲まれた区域

基点(国土地理院四等三角点「黒山」)

北緯 33度58分37.6264秒

東経 135度05分40.5127秒

**【A工区】**

- 1の地点 基点から288度39分04秒 803.98mの地点
- 2の地点 1の地点から100度43分39秒 9.99mの地点
- 3の地点 2の地点から97度45分23秒 6.30mの地点
- 4の地点 3の地点から98度13分55秒 13.81mの地点
- 5の地点 4の地点から98度43分36秒 6.93mの地点
- 6の地点 5の地点から98度53分31秒 13.11mの地点
- 7の地点 6の地点から98度53分26秒 14.41mの地点
- 8の地点 7の地点から188度38分30秒 0.87mの地点
- 9の地点 8の地点から97度14分41秒 5.62mの地点
- 10の地点 9の地点から101度30分14秒 15.78mの地点
- 11の地点 10の地点から110度37分09秒 5.72mの地点
- 12の地点 11の地点から119度55分13秒 9.19mの地点

**【B工区】**

- 13の地点 基点から289度22分01秒 693.68mの地点
- 14の地点 13の地点から124度44分48秒 0.89mの地点
- 15の地点 14の地点から123度29分04秒 3.84mの地点
- 16の地点 15の地点から116度51分57秒 14.93mの地点
- 17の地点 16の地点から105度49分46秒 3.60mの地点
- 18の地点 17の地点から101度32分09秒 2.13mの地点

**【C工区】**

- 19の地点 基点から297度17分02秒 615.08mの地点
- 20の地点 19の地点から0度57分03秒 4.32mの地点
- 21の地点 20の地点から350度34分13秒 13.60mの地点
- 22の地点 21の地点から344度03分27秒 3.61mの地点

**【D工区】**

- 23の地点 基点から299度44分37秒 635.84mの地点
- 24の地点 23の地点から350度39分01秒 11.15mの地点
- 25の地点 24の地点から6度38分57秒 11.26mの地点
- 26の地点 25の地点から18度07分29秒 7.03mの地点

## 【E工区】

- 27の地点 基点から303度21分45秒 650.41mの地点  
 28の地点 27の地点から34度56分03秒 10.32mの地点  
 29の地点 28の地点から38度49分05秒 3.57mの地点

## (3) 面積

429.15m<sup>2</sup>

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

和歌山県日高郡由良町大字小引字田子谷557番1、531番10、531番2、無番地(道)及び662番の地内並びに同所662番の土地に接する国有海浜地内及び同地先公有水面

和歌山県日高郡由良町大字小引字田子谷574番、577番及び無番地(道)の地内並びに無番地(道)の土地に接する国有海浜地内及び同地先公有水面

## (2) 区域

## 【1工区】

次の各地点を順次に結んだ線及びラの地点とイの地点とを結んだ線により囲まれた区域

## 【2工区】

次の各地点を順次に結んだ線及びメの地点とムの地点とを結んだ線により囲まれた区域  
 基点(国土地理院四等三角点「黒山」)

- 北緯 33度58分37.6264秒  
 東経 135度05分40.5127秒

## 【1工区】

- イの地点 基点から289度08分58秒 820.37mの地点  
 ロの地点 イの地点から96度25分27秒 10.00mの地点  
 ハの地点 ロの地点から94度30分19秒 14.59mの地点  
 ニの地点 ハの地点から97度29分01秒 20.31mの地点  
 ホの地点 ニの地点から98度57分49秒 20.11mの地点  
 ヘの地点 ホの地点から102度08分44秒 20.12mの地点  
 トの地点 ヘの地点から104度22分27秒 24.30mの地点  
 チの地点 トの地点から119度45分17秒 23.10mの地点  
 リの地点 チの地点から90度50分51秒 17.50mの地点  
 ヌの地点 リの地点から106度13分11秒 2.36mの地点  
 ルの地点 ヌの地点から97度25分53秒 10.00mの地点  
 ヲの地点 ルの地点から187度25分51秒 34.02mの地点  
 ワの地点 ヲの地点から277度25分51秒 10.00mの地点  
 カの地点 ワの地点から286度52分26秒 10.95mの地点  
 ヨの地点 カの地点から301度50分48秒 21.41mの地点  
 タの地点 ヨの地点から305度24分25秒 19.06mの地点  
 レの地点 タの地点から286度57分51秒 18.79mの地点  
 ソの地点 レの地点から270度29分26秒 20.17mの地点  
 ツの地点 ソの地点から279度42分54秒 19.97mの地点  
 ネの地点 ツの地点から285度08分53秒 20.09mの地点  
 ナの地点 ネの地点から274度21分48秒 14.32mの地点  
 ラの地点 ナの地点から276度25分27秒 10.00mの地点

## 【2工区】

ムの地点 基点から295度29分53秒 628.93mの地点  
ウの地点 ムの地点から3度52分07秒 10.00mの地点  
キの地点 ウの地点から13度43分53秒 3.03mの地点  
ノの地点 キの地点から10度51分22秒 18.92mの地点  
オの地点 ノの地点から354度24分26秒 24.51mの地点  
クの地点 オの地点から6度43分53秒 27.64mの地点  
ヤの地点 クの地点から39度49分34秒 24.41mの地点  
マの地点 ヤの地点から39度36分17秒 8.93mの地点  
ケの地点 マの地点から37度05分11秒 10.00mの地点  
フの地点 ケの地点から127度05分12秒 20.92mの地点  
コの地点 フの地点から217度05分12秒 10.00mの地点  
エの地点 コの地点から216度49分05秒 8.83mの地点  
テの地点 エの地点から210度39分33秒 18.91mの地点  
アの地点 テの地点から185度48分01秒 17.61mの地点  
サの地点 アの地点から180度29分35秒 18.66mの地点  
キの地点 サの地点から161度49分54秒 20.70mの地点  
ユの地点 キの地点から175度32分57秒 9.48mの地点  
メの地点 ユの地点から183度52分07秒 10.00mの地点

## (3) 面積

7,069.75㎡

## 4 埋立地の用途

道路用地

## 5 公有水面埋立免許願書の出願年月日

令和元年5月28日

## 諸 報

## 公 告

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定による和歌山県知事の委任に係る令和元年度行政書士試験を次のとおり実施します。

令和元年7月9日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 多賀谷 一 照

- 1 試験期日 令和元年11月10日(日)午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 和歌山市手平2-1-2
- 3 試験の科目及び方法

## (1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数 46題)

憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成31年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数 14題)

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

## (2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、(1) アの科目については択一式及び記述式、(1) イの科目については択一式とします。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

#### 4 受験願書及び試験案内の配布方法

##### (1) 窓口配布

ア 配布期間 令和元年7月29日（月）から同年8月30日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

イ 配布場所 一般財団法人行政書士試験研究センター（午前9時から午後5時まで）  
県庁市町村課、各振興局総務県民課（午前9時から午後5時45分まで）  
和歌山県行政書士会（午前9時から午後5時まで）

##### (2) 郵送による配布

ア 配布期間 令和元年7月29日（月）から同年8月23日（金）まで  
なお、郵送による配布の請求は、令和元年7月8日（月）から同年8月23日（金）（必着）まで受け付けます。

イ 請求方法 住所、氏名及び郵便番号記載の返信用封筒（角形2号：A4サイズの内紙が折らずに入る大きさ）に、郵便切手140円分を貼付し、次の宛先まで請求してください。

宛先 〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留  
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

#### 5 受験手続

##### (1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 令和元年7月29日（月）から同年8月30日（金）まで

イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課  
受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、簡易書留郵便で郵送してください。  
令和元年8月30日（金）の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書（顔写真貼付、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

##### (2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間 令和元年7月29日（月）午前9時から同年8月27日（火）午後5時まで

インターネットによる受験申込みは、令和元年8月27日（火）午後5時で終了します。  
同日午後5時までに入力を完了していないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

この期間におけるインターネットによる受験申込みは、24時間利用可能です。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし、御確認ください。

受付最終日（令和元年8月27日（火））は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなるのが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

##### イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料の払込みは、クレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

##### (イ) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

##### (ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

## (3) 受験手数料 7,000円

受験手数料の払込方法については、試験案内を御覧ください。

なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震、台風等の天災などの事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。

## (4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号 03 (3263) 7700

## 6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。

なお、申出の時期、障がいの内容等によっては希望に沿えない場合もあります。

(2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで御相談ください。

特例措置の手続については、試験案内を御覧ください。

## 7 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表日時 令和2年1月29日（水）午前9時

(2) 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板及び和歌山県庁北別館2階本館連絡通路に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）します。